

月刊朝鮮資料

巻頭言 朝鮮問題研究所創立40周年に際して

『メディア・インドネシア』新聞社責任
主筆が提起した質問にたいする
金日成主席の回答

BAC

第八回南北高位級会談（平壤）

「従軍慰安婦」・太平洋戦争被害者補償対策
委員会の告訴状

【紹介】覇権主義に向かう日本の動き

11

1992

朝鮮問題研究所

日本政府は「従軍慰安婦」問題の真相を

明らかにし謝罪すべきである

「従軍慰安婦」および太平洋戦争被害者補償対策委員会の告訴状

(一九九二年九月一日)

「従軍慰安婦」問題が急速に国際的関心事として浮上るなか、関連人権委員会差別および少数者保護小委員会は一九九一年八月十四日、「従軍慰安婦」問題について特別報告官に情報を提供するよう関連事務総長に要求するとの現代奴隷制作業部会決議を承認する決議案を採択した。「従軍慰安婦」問題が関連の場で初めて集中討議され、関連としての対応が始まったのである。ここには、南北朝鮮の当局をはじめ関係各と日本人による朝鮮人強制連行真相調査団のほか、リベラシオン、世界キリスト教者協議会、カナダ戦争補償協議会、国際教育開発協会など、NGOの活発な活動が大きく作用した。

今年八月一日、平壤では「従軍慰安婦」および太平洋戦争被害者補償対策委員会(委員長・呉文煥朝鮮対外文化連絡委員会副委員長)が結成された。以下に、同委員会が一九九二年九月一日、日本政府の「従軍慰安婦」問題にたいする対応を糾弾し、同問題の真相究明と謝罪を求めて発表した告訴状を紹介する。

【編集部】

最近、日本では過去に日本帝国主義が朝鮮女性をはじめアジアの各国の女性を「従軍慰安婦」として強制連行して性的奴隷にした残酷な犯罪行為が暴露され、世界の人びとのあいだに驚きと怒りを呼び起こしている。

「従軍慰安婦」問題について言うならば、それは人類史と戦争史でかつてなかった最も卑劣で反倫理的な犯罪行為である。

「従軍慰安婦」として連行された女性たちが「皇軍」に性的蹂躪されながら受けた辱めと侮みは、人間であることを自負し人倫道徳を重んじる人ならば誰もが傍観することのできない非人道的なものである。

にもかかわらず日本政府当局は、いまだに旧日本軍によって行なわれた過去の罪科について誠実に反省しようとしてい

ない。

歴史から教訓を学ぼうとしないのは、事実において過去の罪科をくりかえそうということと同じである。

「従軍慰安婦」および太平洋戦争被害者補償対策委員会は、世界のすべての進歩的人民、国際機構、すべての国の政府と社会団体、組織が、日本帝国主義の過去の犯罪行為について心から謝罪しようとするしない日本政府の不当な行動に当然の関心を払い、地球上で「従軍慰安婦」問題のような非人道主義的な蛮行がくりかえされないように共同で対処していくために、本告訴状を発表する。

一、一九二〇年代から「皇軍」内に普及した「従軍慰安婦」制度

人類史とともに支配階級による侵略戦争は絶えることがなかったが、戦争史のどこにも女性を戦争の場に連行して性的奴隷としたことは、古今東西に存在しない。

いわゆる「挺身隊」との名目のもとに強制連行の方法で数多くの女性を性的奴隷にした蛮行は、大陸侵略に血眼となり、手段と方法を選ばなかった、日本帝国主義の「皇軍」のみがなした犯罪であった。

資料によると、日本帝国主義は、乱れた性行為のために性病が蔓延した一九一八年の「シベリア出兵」の教訓から、長期的な侵略戦争遂行において性病による戦闘力の低下を防ぐ

ために「従軍慰安婦」制度を確立せねばならないことを認識し、それを実践に移し始めた。

実際に日本帝国主義は、一九二〇年代から「皇軍」内に「従軍慰安所」を設置し、運営しはじめた。

それは、一九二九年に「従軍慰安婦」として連行された李京生氏の証言からも明らかである。

彼女は、「日本帝国主義者たちは朝鮮女性を『慰安婦』として連行したのがあたかも中日戦争以後からのように弁明しているが、わたしの悲惨な運命から見てもそれは一九二〇年代からであったことを世界に告発する」とのべ、「わたしの故郷は咸鏡北道魚郎郡です。わたしが一二歳の一九二九年八月のある日の夜、サーベルと銃をつけた日本の警官が区長の案内を受けて突然地主の家に来た。かれらは地主に目くばせしてうなずいた。

そして、寝ていたわたしの部屋に踏み込んだ。かれらはわたしの首をつかんで無理矢理トラックに乗せ貨物のように運んだ。突然の出来事にわたしは、声を上げることも泣くこともできなかった。ほこりを撒き上げて村を抜けたトラックの荷台で揺られていたわたしは、自分の目の前に何かがいることに気付いた。それは、荷物ではないわたしと同じ年ごろの娘たちであった。彼女たちも強制的に拉致された一〇代の少女であった」と証言した。彼女はつづけて、「わたしを含め四人の少女が再び外ものぞけない貨車に乗せられ、慶

尚南道の昌原に到着したのは早朝であった。

そこには二〇余人の朝鮮人少女がすでに連行されていた。わたしは、八人の娘たちとともにまたトラックに乗せられ、鉄条網が高くはりめぐらされた秘密工場に連れていかれた。秘密の火薬工場のようなだった。そこで一〇代の少女が「従軍慰安婦」として日本人の性のはげぐちとなった」と証言した。

一九三〇年代に入って大陸侵略戦争を挑発した日本帝国主義は、「皇軍」内で従軍慰安婦をなくてはならない「軍需品」の一つに利用することを制度化した。

これについては「従軍慰安婦」として連行された金大日氏（「わたしは、日本帝国主義が大陸侵略に熱を上げていた一九三四年から、日本軍の『精鋭部隊』を自称していた第二師団の『従軍慰安婦』として中国の各地を引きまわされた」と証言している）からも明白である。

ある日本人も、「一九三三年に『上海事変』を契機に『皇軍』による強姦事件が頻発したので副参謀長であった岡村寧次は各兵団に慰安婦をおいた」（稲葉正夫編『岡村寧次大將資料』）と証言した。

「皇軍」兵士は、中日戦争で中国大陸を占領した後、占領地のいたる所で婦女子を手当たりしだいに強姦してはその証拠をなくすために殺害する蛮行もためらわなかった。

「従軍慰安婦」の需要を満たせなかった初期に「皇軍」の

首脳部は、「士気鼓舞」の名目のもとにそのような性的暴行を無制限に許容した。

かれらは、婦女子を強姦する兵士だけが「強い兵士」になることができるとして、そのような暴行を積極的に勧め、その真相を隠蔽した。

これは、「皇軍」内の紀綱を乱して性病を蔓延させただけでなく、占領地域住民の反口感情をいっそう高める結果をもたらした。

これにあわてた「皇軍」首脳部は、急遽「従軍慰安所」を大々的に設置し、それを軍部が直接統制、管理して運営した。このような事実、一九九二年一月一〇日に中央大学教授が発見した一九三八年三月四日付の軍部の文書に、中国駐屯日本軍に「慰安婦」強制徴集を「通達」することを指示した内容と注意事項が含まれていたことで明白になっている（『共同通信』一九九二年一月二二日）。

このようにして「従軍慰安所」は一九三七年の中日戦争勃発後に急激に拡大され、「皇軍」が駐屯するすべての場所に設置され、それは太平洋戦争で日本が敗戦するまでひきつづき維持された。

日本の政府と軍部は、「従軍慰安婦」を主に朝鮮女性で充てることを政策化した。

それは、関東軍後方担当参謀であった原善次郎が「当時陸軍は新しい部隊が編成されて動員命令を受ければ、必要な

「慰安婦」を朝鮮半島から集めることになっていた」（千田夏光『従軍慰安婦』、二二〇ページ）と証言したことではっきりと証明されている。日本帝国主義が朝鮮女性を「従軍慰安婦」として利用したのは、植民地であった朝鮮で奴隷状態にある女性を徴発すれば資金を投入せずとも大量に連行できたばかりでなく、性病の防止や軍事秘密も守ることができ、さらには朝鮮民族抹殺政策と結びついて一石二鳥の効果を狙うことができたからであった。

このような事実、日本人女性の鈴木裕子氏が「慰安婦」をさせることが女性の「生殖能力」が衰退させることをかれらはちゃんと計算にいていたのであった。そこで考えついたのが、植民地から「処女」を連れてくることであった。これには当面の性病防止になると同時に、植民地民衆から、その民族性を剥ぎとるのにも都合のとるの深謀遠慮も働いたことであろう。ここに明白な民族差別があり、植民地支配の本質があった（『世界』一九九二年九月号）で暴いたことにも如実にあらわれている。

二、「従軍慰安婦」問題は

人類史に特筆すべき反人倫の大罪

日本の軍部が「従軍慰安婦」制度をとおしてはたらいた犯罪は、その醜悪さと野蛮さにおいてナチスも色あせるほどの非人間的なものであった。

日本帝国主義がはたらいた犯罪は、何よりもかれら自身が「従軍慰安婦」制度を設け、それを直接掌握して管理運営した張本人であり、主犯であったことにある。

一九四四年五月、中国広東駐屯の中山警備隊が所属隊員たちに送った軍人クラブ（第一クラブ＝食堂、第二クラブ＝慰安所）利用規定は、「部隊の副官が軍人クラブの業務を監督すること、部隊所属の軍医が軍人クラブの衛生に関する業務を担当すること、部隊所属の主計官は軍人クラブの経理に関する業務を担当すること」（『諸規定綴、中山隊』、一九四四年）を規定し、利用時間や利用軍備などを明らかにしている。

これは、「従軍慰安婦」制度の組織者、管理運営者が他でもない日本政府であり、軍部であったことを、反論する余地もなく確証している。

日本帝国主義がはたらいた非人間的な犯罪はつぎに、数十万の朝鮮女性を強制連行し、誘拐し、「皇軍」の性的奴隷として提供したことである。日本の政府と軍部は、初めは「職業斡旋」など各種の名目で朝鮮女性を騙して「従軍慰安婦」に充てていたが、需要が急増すると官権を発動して二〇歳ぐらいの女性はもちろん、主婦やなほはだしくは一三歳、一四歳の未成年の国民学校の生徒までも手当たりしだいに捕えて「皇軍」の性的奴隷に提供した。

これと関連して「従軍慰安婦」として連行された金鐘心氏

は証言で、「わたしは家が貧しかったのであちこちに売られ、地主の家の下女として海州にいた。そんな一九四一年も暮れようとしてたある日、海州の通りに見知らぬ男たちが現れて『入夫』募集をしていると言った。かれらは、良い職場を斡旋してやるという娘だけを網にかけた。下働きで疲れきったわたしは、やつらの尻に落ちた。このように騙されたわたしは『従軍慰安婦』として南方の最前線まで連れて行かれ、性的奴隷の生活を強要された」とのべた。

康吉順氏は、「わたしはある日、区長の案内を受けて村に現れたサーベルと銃をさげた日本の軍人に無理矢理に連れいかれ、二三名の朝鮮女性と一緒に釜山まで連行された。そこには二〇歳ぐらいの朝鮮女性が数百名も集っていた。日本軍の将校は、朝鮮女性の前で『これから日本軍将校に絶対服従せよ』と言いつち、舟に乗るよう命令した。…このようにしてわたしは、インドネシアに連行され、『従軍慰安婦』生活を強要された」と証言した。

日本の政府と軍部が「従軍慰安婦」を強制連行した事実は、「従軍慰安婦」連行を担当執行した日本人の証言によっても明白となった。

元関東軍後方担当参謀は、「皇軍」の性的需要を満たすために二万名の朝鮮女性を「従軍慰安婦」として徴発する計画のもとに、飛行機で朝鮮総督府にのりこんで官権の支援のもとに徴集したとのべた（千田夏光『従軍慰安婦』、一二〇ページ）。

た。
日本の政府と軍部が「従軍慰安婦」として強制連行した女性の数が二〇余万名に達したというのは、「従軍慰安婦」問題を追跡研究した学者たちの一致した見解であり、その九〇％以上が朝鮮女性であったことはすでに公認された事実である。

一九九二年八月七日、国連少数者差別防止および保護に関する小委員会第四回会議の「現代奴隷制」問題討議のときに、国際教育開発協会代表は演説をとおして「慰安婦」問題は第二次世界大戦期間に日本「皇軍」に誘拐、強制連行されて性的奴隷生活を強要された二〇余方に達する朝鮮の少女と女性にたいする問題である」とのべた。

元自民党の長老で衆議院副議長の任にあった荒船氏は、選挙民の前で「…朝鮮人慰安婦一四万三〇〇〇名を殺した。日本軍人が殺してしまったのである」と発言した（『現代の日』一九七二年四月号）。

当時、日本軍部がはたらいた犯罪行為はまた、「従軍慰安婦」に耐えがたい奴隷生活を強要したことにある。

日本軍部は、「従軍慰安婦」たちに「天皇」の名義で「皇軍」に無条件でしるがうことを強要した。

沈平玉氏は、最初に「皇軍」将校が現れ、「おまえたちはいまから軍の命令に服従しなければならない。それが『天皇』陛下のために本分をつくすことであると肝に銘じよ。したが

じ）。

「従軍慰安婦」強制連行責任者の一人であった吉田清治は、ある新聞記者との会見で、朝鮮女性を挺身隊として徴集して「皇軍」の性のほけぐちとした日本政府の犯罪行為を暴露し、「朝鮮人強制連行は当時、大日本労働報国会が担当した」と明らかにし、自分は山口県労働報国会責任者として朝鮮人「従軍慰安婦」を強制連行したとのべ、自分が直接指揮して強制連行した「従軍慰安婦」だけでも一〇〇〇名を越えると言った。

かれはまた、福岡にあった陸軍西部軍司令部が各県の労働報国会に下した極秘の労働動員命令書には「従軍慰安婦、朝鮮人女性募集、身体健康なもの、とくに性病検診を行なうこと」と書かれていたとのべ、強制連行の状況についてつぎのように証言した。

「村に到着するとまず、女性全員を道端に引きだした。逃げだせば木刀で打ちのめしてトラックに積んだ。悲鳴をあげる若い母親を殴り倒して二、三歳の子供が泣いてついでと、投げ飛ばした。村中が修羅場と化した。このようにして集めた女性を貨物列車と船に積荷のように積んで西部軍司令部に送った」

こうした証言で明白なように日本の政府と軍部は、初めから「従軍慰安婦」にたいする強制連行を主導的に計画して組織しただけでなく、その需要の絶対多数を朝鮮女性で充たし

われない者たちは首をはねると叫んだ」と証言した。

李季月氏は「そのとき、やつらはわたしたちに『大日本帝國』の『皇軍』に奉仕するのは、『天皇』に『滅私奉公』する道であると言いつち」と証言した。

日本「皇軍」は、「従軍慰安婦」を自分たちにしたがわせるために反抗する「従軍慰安婦」を残忍な方法で虐殺した。

尹京愛氏の証言によると、「ある日、人の娘が必死に反抗するや、やつらは彼女を五頭の馬に手足と首をくりつけて五体を引き裂いて殺し『おまえたちも皇軍にさからうとこうなる』と脅した」とのべた。

また、李福女氏は「隣の部屋にいた三〇歳ぐらいの女性は集団で辱めようとするのを拒むと、野獣たちはみせしめだと言つて、『従軍慰安所』にいる女性たちをみな外に集め、その女性を木に逆さ吊りにして飢えた狼のように喰いかかり銃床で殴りつけ、乳房をえぐり陰部に銃剣を突き刺して殺した。そしてやつらは、おまえたちも『皇軍』の要求に応じないといこのように殺すわめき散らした」と証言した。

彼女はつづけて、「一度は捕えた中国人の首をはねて釜ゆでにし、高い竹にくくりつけてさらし、ゆでたものを朝鮮女性に強制的に食べさせた」と、言葉詰まらせながら語った。「皇軍」は、自らの獸欲を満たすためには「従軍慰安婦」にあらゆる醜い行為と暴行をはたらいた。

鄭文福氏は「昼夜を問わず、一日に三〇〜四〇人ずつ群を

なしてやってきた。夜には七、八人の将校を相手にしなければなかった」と証言した。

李京生氏は、尹という少女が列をなしてやってくる日本の兵士にあらゆる苦痛を受け、ついに窒息死したと証言した。金大日氏は、平壤が故郷の「花子」という女性が産気づくと、「残忍な田中というやつが襲いかかり暴行を加えたので流産してしまった。田中は床に刺していた刀を抜き、失神していた「花子」の腹を切り裂き」胎児を切り刻む悪魔のような暴行をはたいた、と証言した。

金君淑氏は「ある日、日本軍の兵士たちが隣の部屋にいた娘が自分たちの言うことを聞かないと言って乳房をえぐり、左足を切り取って庭にほうり出した。わたしはその光景を見て卒倒してしまった。しかしやつらは、「皇軍」に従わないものは死ぬというのが「天皇」の意志である、われわれは軍人として命令を執行するだけであると言いつつ」と証言した。

「従軍慰安婦」の大多数は、「皇軍」の鬼畜のような蛮行により集団虐殺された。

上海、シンガポールなどに連れて行かれて「従軍慰安婦」生活を強いられた金大日氏は、上海の「慰安所」で伝染病がはやり多数の朝鮮人「従軍慰安婦」の患者が発生したとき、かれらはそこに火を放ち、「シンガポール戦場で敗北した残忍な日本軍はその腹いせに『従軍慰安婦』たちに銃を乱射し、

溝に追いこんで手榴弾を投げて殺した」と証言した。

李宝美氏は、自分がいた「『従軍慰安所』」だけでも三〇人のうち五人しか生き残らなかったのだから、人知れず死んでいた女性がどれほど多かったことか」とのべた。

李鉉淑氏は、「一緒に連行された一九名のうちで生き残ったのは六名だけだったが、それも帰国しようとシンガポールの海岸をさまよって死に、二名だけが九死に一生をえた」と証言した。また、鄭秉嘆氏は「やつらは一週間に一回づつ『検診』を行なったが、病気にかかった女性を人知れず殺してしまった。そして、殺した数だけ朝鮮女性をひきつづき連行して補充した。わたしと一緒に連行された二六名のうちで生き残ったのは四名だけだった」と証言した。

真に「皇軍」が弱い朝鮮女性を相手にはたらいだこのような蛮行は、古今東西のどこにも類例のない最も野蛮で反人倫的な行為である。

日本の政府と軍部が「従軍慰安婦」にはたらいだ蛮行は、人道にたいする犯罪である。

国際法的に見るとき、「ニュールンベルグ国際軍事裁判所条例」と「極東軍事裁判所条例」は、ともに戦争前または戦争中に一般人にたいして行なわれた絶滅的な大量殺人、奴隷化、強制移動の行為を人道にたいする犯罪として規定している。

実践的にはすでに一九四八年にオランダのハーグ軍事法廷

で、インドネシアを占領した日本軍がオランダ人女性を「従軍慰安婦」として連行したのに関連し、二名の「皇軍」将校に死刑をはじめ有罪判決が言い渡された前例がある。

日本軍部がはたらいだ犯罪行為は、一九三〇年に締結された国際人権協約である「強制労働協約」（日本も同協約に加人）の基本条項を踏みにじった人権にたいする大罪である。

国際的には「戦争犯罪と人類にたいする犯罪に時効を適用しないことについての協約」にもとづいて、人道にたいする犯罪には時効を適用しないことになっている。

そして実際には、最近、国連人権小委員会傘下の現代奴隷制に関する作業部会会議で、「従軍慰安婦」問題と関連した日本政府の犯罪が断罪され、補償の合法的根拠が論議された。われわれは、以上の国際法的根拠にもとづいて、日本帝国主義が「従軍慰安婦」にはたらいだ人道的犯罪は時効に関係なく徹底的に断罪され、当該の制裁を受けるべきであると主張する。

三、「従軍慰安婦」問題と関連した 現日本政府の態度は人類にたいする挑戦行為

「従軍慰安婦」問題に世界の耳目が集中してから、すでに数年が過ぎた。

国交正常化のための朝・日政府間第一回会談からわが共和国政府代表团は、日本政府が「従軍慰安婦」の実態を徹底的

に調査、公表し、心から謝罪することについて要求してきた。しかし日本政府は、そのたびにそれは民間慈善委員会が行なったことであると一蹴し、世界の人びとを欺こうとした。

去る一月、日本の大学教授によって日本の政府と軍部が「従軍慰安婦」問題を直接「統轄」したことを立証する文書が発見し、日本政府当局も仕方なく「従軍慰安婦」問題に過去の日本当局が「関与」したことを認め、真相調査を行なうと約束したが、それは世論を鎮めるためのものに過ぎなかった。

したがって、政府のこのような態度について、内外の世論は、一様に非難した。

理性的な日本人びとは、一様に「従軍慰安婦」問題にたいする政府の対応について恥かしく思い、政府が正しい姿勢をとることを要求した。

本田勝一記者は、「貧困な精神、誘拐、殺人、逮捕、強姦、輪姦」「従軍慰安婦の実態」というタイトルの文章で、「日本政府が今同示した態度は毎度のこととはいえないながら、呆然とさせられるほど破廉恥で卑劣で反国際的だった。あれほど公然とやっていたことに、物証がなければ軍の関与を否認して知らんぷりをきめこうとしたのだ。」

ここまで巨大なウソつき・破廉恥を「公的」にやれる民族だったのであろうか。私自身それに属する日本人というのは、と政府の態度を非難し、嘆いた（『朝日ジャーナル』一九九

二年三月一三日号)。

田部康喜記者と土井敏邦氏は、「冷戦後の世界で、国家・国民が国際社会から認められるためには、戦争責任と戦後責任の償いが必要である」とのべ、「世界史の潮流から、日本だけがいつまで孤立していられるのか」と反問した(『朝日ジャーナル』一九九二年一月三十一日号)。

人権と人道主義を重んじる世界のすべての団体も、日本政府の不当な態度にたいして警告を発した。

去る五月五日に開かれた国連人権小委員会傘下の現代奴隷制に関する実務作業部会第一七回会議で、国際教育開発協会代表は、日本が一九三三年に加入した国際法である「強制労働協約」によって保護される人権を日本自らが蹂躪したことがまさに捕償の根拠となると主張し、日本は同協約に規定された女性強制労働禁止、児童、学生、四六歳以上の男性にたいする徴集禁止など、大部分の条項に違反し、朝鮮人男女にたいする奴隷化を強要したことについて当然の責任を負うべきであると主張した。

このような国内外の世論と正当な要求があるにもかかわらず、日本政府が太平洋戦争が終結してからほぼ半世紀となる去る七月六日になって初めて発表した政府の「調査結果」は、ふたたび世界の人びとの驚きと怒りを呼び起こした。

日本政府当局者は「調査結果」で、「政府の関与があったことが確認された」とのべることで、いかにも政府や軍部が

るいかなる理由も口実もない。

日本にはいまだに「従軍慰安婦」問題に関与した多くの人が生きており、かれらのなかには進んで過去を反省し、自ら証言を行なっている人も少なくない。

にもかかわらず、かれらを対象とする聞き取り調査を拒否するのは、日本政府当局が「従軍慰安婦」の真相を率直に明らかにする意図がないことを示すだけである。

日本政府当局者はまた、基本調査対象となるべき「従軍慰安婦」の人員数も明らかにせず、記者たちの質問に「当時の慰安婦のうち日本国籍が、一番多かったのが事実」であると答えた。

もしこれが事実であるならば、それは、「従軍慰安婦」の絶対多数を朝鮮女性で充ちた事実自体を認めることを避けようとするものか、あるいは朝鮮人「従軍慰安婦」を「日本国籍」として扱うことによって真相を歪曲しようとする不純な意図からくるもの以外に解釈しようがない。

上述のように、日本政府の「調査結果」とは、故意に真相を歪曲して責任を回避するためのものであり、誰も納得させることのできない極めて形式的なものである。

したがって、日本政府の「調査結果」が発表されると、それは内外の政界、社会界、言論界の非難の対象となった。

何よりも、「調査結果」が発表されると、日本国内で政府の誤った態度にたいする非難の声が高まっている。

第三者の行為に受動的に加担したに過ぎないとの印象を与えようと試みた。

しかし、日本の政府と軍部が、一体となって「従軍慰安婦」制度を主導的に計画して策定して準備して執行した所謀者であり、主犯であったことは、あまりにも明白な事実である。にもかかわらず、「関与」のような曖昧な言葉でごまかそうとする行為は、事態の真相を故意に歪曲しようとする試み以外の何物でもない。

日本政府当局者はまた「調査結果」で、「従軍慰安婦」強制連行にたいする資料は発見されなかったとし、強制連行自体を認めることを避けようとした。

しかし日本政府当局者は、記者たちの度重なる質問にたいして「包括的な調査は技術的に難しく不平等である」との口実のもとに聞き取り調査を行なわない考えであるとのべた。

「従軍慰安婦」強制連行責任者の一人であった吉田清治は、「従軍慰安婦」を含む強制連行関係の公式記録や関係文書は戦争後に内務次官の指令ですべて焼却処分した」と証言した。

にもかかわらず、日本政府当局が聞き取り調査を拒否するのは、「従軍慰安婦」問題の真相調査を故意に回避するものであり、世界の人びとを愚弄する反国際的挑戦行為である。

もし日本が国際社会にたいし真に「従軍慰安婦」強制連行の真相を明らかにしようとするならば、聞き取り調査を拒否す

日本社会党の竹村女性人権委員長は、政府の「調査結果」について「すでに公表されているものに若干付け加えたものにすぎず、真剣な調査を行なってきたとは到底言えない」とのべた(『毎日新聞』一九九二年七月七日)。

『朝日新聞』は、「政府はなぜ「関与」のようなあいまいな言葉を使うのだろう。」と質し、「文書をたどると当時の政府や軍が事実上管理、運営に当たっていたと言わねばなるまい。

率直にそう認めることが、いさぎよい態度なのではないかと政府を追及した(『共同通信』一九九二年七月八日)。

日本の市民団体は、「なぜ資料調査で、聞き取り調査をしないのか」と反発し、「従軍慰安婦」一〇番編集委員会」が収拾した資料にも「軍隊が参加して強制的な徴用を行った」との証言が数多いとのべた(『朝日新聞』一九九二年七月七日)。

朝鮮人強制連行真相調査団は、「日本政府が意図的に真相究明を回避している」と非難した(『読売新聞』一九九二年七月七日)。

日本政府の「調査結果」発表と関連し、世界的に日本政府の反国際的行為を糾弾する声が高まっている。

インドネシア外務省は一九九二年七月一日の声明で、「インドネシア政府は、第二次世界大戦期間に日本軍がはたらいた様々な人権侵害に関してこれからも日本政府が十分な

調査を行なうことを要求」(NHKテレビ放送、一九九二年七月一三日)し、フィリピン進歩同盟のリディ・アラハンドロ総書記は一九九二年七月八日、「日本は第二次世界大戦中に自国の『皇軍』に奉仕するよう『慰安婦』に強要した」と関連して裁判を受けるべきである。日本政府は口先だけの謝罪でこれらのアジア女性が味わった苦痛を補償することはできない」とのべた(マニラ発「新華社通信」一九九二年七月八日)。

ネパールの週刊誌は、「性的犯罪と『従軍慰安婦』」というタイトルの記事で、「最近、第二次世界大戦期に二〇余万の朝鮮女性を『従軍慰安婦』として連行し、軍隊と日本官吏の性のはげぐちとした事実が露になり、東北アジアは憤怒している。『従軍慰安婦』問題は日本帝国主義がはたらいた犯罪のなかで最も大きな犯罪である」

今日、理性ある日本人は羞恥心を禁じえないでいる。

日本当局は、第二次大戦期にはたらいた犯罪である恥ずべき性的犯罪行為について人類の前に謝罪すべきである」(「ナヤ・ハンク」一九九二年七月二二日)。

アメリカの新聞は社説で、日本は「従軍慰安婦」にたいする責任を自発的に認めたのではないとのべ、「日本がアジアでより大きな役割を遂行しようと努力しても不信をまねくであろう。日本政府は醜惡な過去について謝罪することをためらってはならない」と指摘した(「ニューヨーク・タイムズ」

一九九二年七月一二日号)。

アメリカの新聞「ワシントン・ポスト」は、日本政府が「従軍慰安婦」問題で窮地にたたされていると指摘し、日本軍が第二次世界大戦中に直接「挺身隊」を運営するという否定することのできない証拠があらわれにもかかわらず、日本政府は強制的に女性を動員しなかったと主張し、近隣諸国はもちろん、日本国内の様々な階層から辛辣な批判を受けていると伝えた(「ボイス・オブ・アメリカ」一九九二年七月一〇日)。

イタリアの放送は、「従軍慰安婦」問題と関連して「日本当局は二〇万近い朝鮮女性を強制連行して前代未聞の性的蹂躪行為をはたしても、自らの犯罪をはっきりと明らかにしようとしていない。これをひきつづき隠そうとするならば世界の人びとは許さないであろう」とのべた(「チタ・アベルタ」一九九二年七月一五号)。

オーストリアの新聞は、「戦争慰安婦」にたいする日本の取扱いとその責任を否定するのは、日本が戦争の残虐さが露になることを避けている実例にしかない」と暴露した(「ヘラルド・トリビューン」一九九二年七月七日)。

ザイルの通信は、「過去に旧日本侵略軍が朝鮮女性を対象にはたらいた犯罪行為は、古今東西にも見いだすことのできない残虐な犯罪行為であり、人類の良心と道義にたいする絶えがたい冒涇行為である。日本政府は、朝鮮人民におよぼ

した不幸とともに倫理、礼儀、人権蹂躪にたいする責任から絶対に逃れることはできないし、共和国政府に当然謝罪し被害補償に応じるべきある」(「アジャフ通信」一九九二年七月二〇日)。

以上のように、世界は、日本帝国主義が朝鮮女性をはじめアジアの女性にはたらいた非人間的蛮行について心から反省しようとしないうる日本政府の不当な態度にたいして、一様に非難と警告を発している。

にもかかわらず日本政府当局は、世界の一致した非難から顔を背け、旧態依然たる態度で過去の罪科を粉飾し、弁明することに汲々としている。

日本政府のこのような態度は、人道主義を重んじる今日の国際社会ではとても許すことのできない反国際的挑戦行為である。

こんにち、日本政府当局にたいし「従軍慰安婦」問題をはじめ人道にたいする犯罪を率直に認めて国際社会の前に心から謝罪するよう圧力をかけるのは、人間の尊厳と人権を守るために提起される人類共同の課題である。

われわれは、「従軍慰安婦」問題と関連した日本政府の誠意のない態度にたいする糾弾の声をいっそう高めることを世界の正義と良心に訴えるものである。

消化器科・外科・産婦人科

美 野 里 病 院

院 長 金 正 出

〒311-32 茨城県東茨城郡美野里町西郷地1462

☎02994-8-2118